

重点事項推進WG横断的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	建築士(一級、二級、木造)
2. 所管府省庁	国土交通省
3登録・入会制度について	
①登録者数	一級:317,502 二級:684,419 木造:14,571 (いずれもH17.9.30時点)
②登録先	一級:国土交通大臣 二級:都道府県知事 木造:都道府県知事
③登録審査の実施者	一級:地方整備局 二級:都道府県 木造:都道府県
④入会の強制有無	なし
⑤団体の法的根拠	建築士法第22条の2
⑥強制加入としている場合のその理由	—
⑦設立の目的	建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため会員の指導及び連絡を行う
4. 報酬規定について	
①報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由	有 建築士法第25条
②報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容	昭和54年建設省告示1206号 別添1
③報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)	告示においては、業務に要する人日数等を示したものであり、標準的な業務量を示すものとして機能しているところである。
5. 広告規制について	
①広告規制の有無 有の場合その記載箇所、内容及び規制の理由	無し
6. 資格取得試験について	
①試験について規定する根拠法令	建築士法第三章
②受験者及び合格者数の推移(10年間)	別紙のとおり。

③合格率が大幅に変わっている場合その理由	大幅に変動しているとの認識はない。
④現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応	不足はしていないものと認識。
⑤資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目的免除、試験問題の公表、持ち帰りなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・学科の試験に合格している者については、次回の受験に限り、学科の試験を免除。 ・試験問題は平成10年より公表、平成13年より持ち帰りを認めた。
⑥関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容	なし
⑦受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容	なし
7. 罰則規定について	
①懲戒処分権者	一級:国土交通大臣 二級:都道府県知事 木造:都道府県知事
②懲戒の内容	免許の取消、1年以内の期間を定めた業務停止、戒告
③懲戒となる行為	建築士法第10条第1項に該当する場合。 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。 二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。 三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。
④資格者団体による懲戒(法的な懲戒処分との整合)	なし
⑤資格者団体による懲戒となる行為	なし
8. 免許の更新	
①更新制度の有無	無し
②定期的な講習等の有無その内容および頻度	建築士法施行規則による指定講習は平成17年度をもって指定を取り止め。 関係各団体において自主的に実施。

建築士に関する追加質問事項

(平成18年2月24日 国土交通省住宅局建築指導課公表 の「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について 中間報告」を踏まえ、現在での検討状況も含め、以下について回答いただきたい。)

8. 更新制度について ③講習の義務付けなど更新制度について、検討している事項はあるか。	検討中。 講習の義務付けも議論すべきテーマであると認識。
9. 専門資格の創出についての検討状況について ①想定している資格取得者の業務範囲について	検討中。 意匠、構造、設備については、議論すべきテーマであると認識。
②現行資格との関係	新たな専門資格を創出するとした場合には、現行資格の業務独占領域の見直しが必要となることは、議論すべきテーマであると認識。
③専門資格としての資格取得の要件	専門資格に応じて設定することが必要であり、専門資格のあり方を踏まえ、今後検討。
④資格取得後の研修の実施	研修の実施のほか、免許の登録要件として、インターン制度も含めて議論すべきであると認識。
⑤罰則規定の有無とその内容	法に規定する新たな専門資格とするのであれば、罰則規定も検討対象であると認識。
10. 情報開示制度の充実・強化 建築士の業務内容や違反履歴等の情報開示についての検討内容	今国会に改正法案を提出。 建築士事務所及び所属する建築士の業務実績を閲覧させること、建築士等の懲戒処分をした際に公告しなければならないこと等を内容とする。
備考	以上のほかにも、団体への加入義務付け等も議論すべきテーマとされているところである。

(H18. 4. 20)

一級建築士試験の実施状況

年度		学科の試験	設計製図の試験	最終合格率
H8	受験者数(人)	52, 114	14, 571	11. 9
	合格者数(人)	9, 281	6, 854	
	合格率(%)	17. 8	47. 0	
H9	受験者数(人)	54, 810	14, 648	11. 7
	合格者数(人)	9, 846	6, 977	
	合格率(%)	18	47. 6	
H10	受験者数(人)	56, 810	15, 582	11. 6
	合格者数(人)	10, 577	7, 214	
	合格率(%)	18. 6	46. 3	
H11	受験者数(人)	57, 431	16, 161	11. 7
	合格者数(人)	10, 419	7, 374	
	合格率(%)	18. 1	45. 6	
H12	受験者数(人)	56, 389	15, 971	11. 4
	合格者数(人)	10, 302	7, 073	
	合格率(%)	18. 3	44. 3	
H13	受験者数(人)	54, 210	12, 480	6. 9
	合格者数(人)	6, 880	4, 120	
	合格率(%)	12. 7	33. 0	
H14	受験者数(人)	53, 908	10, 203	6. 4
	合格者数(人)	5, 716	3, 733	
	合格率(%)	10. 6	36. 6	
H15	受験者数(人)	51, 283	11, 100	8. 1
	合格者数(人)	7, 430	4, 477	
	合格率(%)	14. 5	40. 3	
H16	受験者数(人)	47, 305	16, 313	10. 5
	合格者数(人)	11, 904	5, 470	
	合格率(%)	25. 2	33. 5	
H17	受験者数(人)	41, 907	18, 322	11. 1
	合格者数(人)	10, 464	5, 548	
	合格率(%)	25. 0	30. 3	

○第一十五条（業務の報酬）関係

建築士法第二十五条の規定に基づく建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準

(昭和四〇年六月一日施行)

建築士法(昭和十五年法律第二百一号)第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準を次のようく定める。

昭和五十四年七月十日

建設大臣 渡海 元三郎

最終改正 平成元年三月三十日

第一 業務報酬の算定方法

建築士事務所の開設者が建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務又は建築工事の指導監督の業務(以下

「設計等の業務」という。)に關して請求することができる報酬は、複数の建築物について同一の設計図書を用いる場合その他他の特別の場合を除き、第一の業務経費、第二の技術料等経費及び消費税に相当する額を合算する方法により算定することを標準とする。

第二 業務経費

業務経費は、次の(i)から(ii)までに定めるところによりそれぞれ算定される直接人件費、特別経費、直接経費及び間接経費の合計とする。

この場合において、これらの経費には、誤植仕入れの対価に含まれる消費税に相当する額は含まないものとする。

(i) 直接人件費

直接人件費は、建築物の設計等の業務に直接従事する者のそれぞれについての当該業務に關して必要となる給手、膳手料、賞手、退職給手、法定保険料等の人件費の一日常たりの額に当該業務に従事する延べ日数を乗じて得た額の総和とする。

(ii) 特別経費

特別経費は、出張旅費、特許使用料その他の建築主の特別の依頼に基づいて必要となる費用の合計とする。

(iii) 直接経費

直接経費は、印刷製本費、機写費、交通費等建築物の設計等の業務に關して直接必要となる費用(①に定める経費を除く。)の合計とする。

第四編 告示・通達・行政案例

(iv) 間接経費

間接経費は、建築物の設計等の業務を行つ建築士事務所を管理運営していくために必要な人件費、研究調査費、研修費、減価償却費、通信費、消耗品費等の費用(①から④までに定める経費を除く。)のうち、当該業務に關して必要となる費用の合計とする。

第三 技術料等経費

技術料等経費は、建築物の設計等の業務において發揮された技術力、創造力等の付加として支払われる費用とする。

第四 直接人件費等に関する略算方法による算定

業務経費のうち直接人件費又は直接経費及び間接経費の額の算定については、第一の(i)、(ii)又は(ii)にかかるらず、次の(i)又は(ii)に定める算定方法を標準とした略算方法によることができる。

(i) 直接人件費

設計又は工事監理等(工事監理、建築工事契約に関する事務及び建築工事の指導監督をいう。)の業務でその内容が別添一に掲げる標準業務内容であるものに係る直接人件費の算定は、通常当該業務に従事する者一人について一日当たりに要する人件費に別添一に掲げる標準業務人・日数を乗じて算定する方法

(ii) 直接経費及び間接経費

直接経費及び間接経費の合計の算定は、直接人件費の額に一・〇を標準とする倍数を乗じて算定する方法

別表第2

1 設計

(1) 建築(総合)・基本設計

ア 情報収集	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
<p>①依頼主により 設定された条件の 確認</p> <p>②現地調査</p> <p>③類似事例調査</p> <p>④関係法令調査</p> <p>⑤関係官庁との 打合せ</p> <p>⑥スタッフの選 任</p> <p>⑦スケジュール の調整</p> <p>⑧各種打合せ</p>	<p>①性能面からの 機能の検討</p> <p>②設備理念上又 は意匠上の檢 討</p> <p>③計画実現のた めの工事費の 検討</p> <p>④計画実現のた めの施工性の 検討</p> <p>⑤仕様、使用材 料、構造方式、 設備方式等の 総合的検討</p>	<p>①機能面からの 機能の検討</p> <p>②空間構成計画 の策定</p> <p>③工事費配分計 画の策定</p> <p>④動線計画の策 定</p> <p>⑤防災計画の策 定</p> <p>⑥施設配置計画 の策定</p> <p>⑦平面計画の策 定</p> <p>⑧断面計画の策 定</p> <p>⑨立面計画(各面) の策定</p> <p>⑩計画説明書 の策定</p> <p>⑪工事費概算書 の策定</p>	<p>①性能面からの 機能の検討</p> <p>②設備理念上又 は意匠上の檢 討</p> <p>③計画実現のた めの工事費の 検討</p> <p>④計画実現のた めの施工性の 検討</p> <p>⑤仕様、使用材 料、構造方式、 設備方式等の 総合的検討</p>	<p>①仕様概要表 ②仕上表 ③面積表及び求 積図 ④敷地案内図 ⑤配置図 ⑥平面図(各階) ⑦断面図 ⑧立面図(各面) ⑨相計図(主要 部詳細) ⑩計画説明書 ⑪工事費概算書 ⑫断面計画の策 定</p> <p>⑬立面計画の策 定</p> <p>⑭各種計画の総 合調整</p>

別添一

標準業務内容は、別表第1に掲げる建築物の用途等による類別に応じ、別表第1中第1類から第4類の1までの建築物については別表第2に掲げる業務(第4類の1の建築物に
關しては同表中(*)のものを除く。)とし、第4類の2の建築物については別表第3に掲
げる業務とする。

別表第1 建築物の用途等による類別

別表第1 建築物の用途等による類別		建築物の用途等	備考
第1類	工場、車庫、市場、倉庫等		
第2類	体育館、観覧場、学校、研究所、疗 養院、事務所、駅舎、百貨店、店舗、 共同住宅、寄宿舎等		第1類の建築物のうち第2類の建築 物に相当する複雑な設計等を必要と するものを持ち。
第3類	銀行、美術館、博物館、公 会堂、劇場、映画館、集会場(オー ティリームを有するものに限 る。)、ナイトクラブ、ホテル、旅館、 料理店、放送局、病院、診療所、複 合建築物等		第1類又は第2類の建築物のうち第 3類の建築物に相当する複雑な設計 等を必要とするものを含む。
第4類	1 戸建住宅(一般的な木造戸建住宅を 除く。) 2 一般的な木造戸建住宅		(注)記念建造物、社寺、教会堂、茶室、室内装飾、家具製作等に関する特殊なものは、 上記の類に含まれない。

(3) 建築(構造)・基本設計

(2) 建築(総合)・実施設計

ア 情報収集 ア・準備	情報収集 イ 条件設定	比較検討 ウ	条件設定 イ	比較検討 ウ	オ 成果図書 オ・成果化
<p>①依頼主により 設定された条件 の是提</p> <p>②現地調査等 (i)土質調査 資料の収 集</p> <p>(ii)近隣環境調 査</p> <p>③類似事例調査</p> <p>④関係法令調査 と ⑤関係官庁との 打合せ</p> <p>⑥スタッフの選 任</p> <p>⑦スケジュール の調整</p> <p>⑧各種打合せ</p>	<p>①設計条件の設 定</p> <p>(i)目的性能 (建築条件) のは提</p> <p>(ii)立地上その 他の制約条 件の整理</p> <p>④安全性能の 設定</p> <p>a 機械荷重 b 風荷重及 び地盤荷 重</p> <p>②設計方針の設 定</p> <p>(i)構造計画理 念の設定 (ii)仕様程度の 設定</p>	<p>①構造種別等の 検討</p> <p>②構造方式の檢 討</p> <p>(i)構造方式の 検討</p> <p>(ii)基礎方式の 検討</p> <p>③計画実現のた めの工事費の 検討</p> <p>④計画実現のた めの施工性の 検討</p> <p>⑤設計方針の設 定</p> <p>⑥スケジュール の調整</p> <p>⑦各担当打合せ</p>	<p>①構造計画の策 定</p> <p>(i)試設計の解 析</p> <p>(ii)部材断面の 仮定の検討</p> <p>④構造システムの決定</p> <p>(i)使用材料及 び仕様の概 略の決定</p> <p>②工事費配分計 画の策定</p> <p>③設計条件への 適合性の確認</p> <p>④各種計画の統 合調整</p>	<p>①基本構造計画 案</p> <p>②構造計画概要 書</p> <p>③仕様概要書</p> <p>④工事費概算書</p> <p>(注)上記の成 果図書は、建 築(総合) ・基本設計 の成果図書 の中にある場合 がある。</p>	<p>①外部空間設計 の検討</p> <p>②内部空間設計 の検討</p> <p>③平面設計</p> <p>④断面設計</p> <p>⑤立面設計</p> <p>⑥詳細設計</p> <p>⑦各部分の機能 の検討</p> <p>⑧施工技術の檢 討</p> <p>⑨色彩計画の策 定</p> <p>⑩断面図</p> <p>⑪立面図(各面)</p> <p>⑫底面図</p> <p>⑬配線図</p> <p>⑭平面図(各階)</p> <p>⑮各部材及び仕様 の確定</p> <p>⑯防災設計</p> <p>⑰各部材の使用 材料及び仕様 の確定</p> <p>⑱色彩計画の策 定</p> <p>⑲各部材の規 格</p> <p>⑳各構造等の 調整</p> <p>㉑各構造等の 調整</p> <p>㉒天井伏図</p> <p>㉓平面詳細図</p> <p>㉔部分詳細図</p> <p>㉕道具表</p> <p>㉖工事費概算書</p> <p>㉗確認申請図書</p>



(5) 電気設備・基本設計

ア 情報収集 ・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により 設定された条件 の確認 ②現地調査等 (i)現地状況調 査 (ii)電力、電話 等の関連施 設調査 ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との 打合せ ⑥スタッフの選 任 ⑦スケジュール の調整 ⑧各種打合せ	①設計条件の設 定 (i)要求性能の 確定 (ii)法令その他 の制約条件の 整理 (iii)工事予算の は握 ②設計方針の設 定 (i)設計理念の 確立 (ii)必要設備の 設定 (iii)仕様程度の 設定 (iv)使用機器の 設置場所の 設定	①設備種別の基 本方式の検討 (i)適用機器及び 材料の検討 (ii)計画面実現の ための工事費の 検討 (iii)工事予算の は握 ②各種電気設備 計画の策定 (i)内外環境計画 の策定 (ii)各種電気設備 計画の策定 (iii)工事費分配計 画の策定	①内外環境計画 の策定 (i)本方式の検討 (ii)各種電気設備 計画の策定 (iii)工事費分配計 画の策定	①質問設備計画 概要書 ②仕様概要書 ③工事費概要書 ④各種技術資料 ⑤上記の成果 図書は、建 築(総合) ・基本設計 の成果図書 の中に含まれ る場合が ある。

(4) 建築(構造)・実施設計

ア 情報収集 ・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により 設定された条件 の詳細確認 ②現地詳細調査 及び確認 ③使用材料につ いての調査及 び確認 ④訓練手法の 設定	①構造設計条件 の詳細確定 (i)立地上その 他の制約条件 の確認 (ii)各種荷重条 件の設定 (iii)各種施工手 法の設定	①各部材の適合 性の検討 (i)各部材の選定 (ii)構造計算 (iii)構造設計 (iv)各部の設計 (v)接合部の設 計 (vi)工事費概算 と の調整 (vii)他部門との取 合及び調整	①モデルの設 定 (i)構造設計図 (ii)断面図 (iii)各部組図 (iv)標準詳細図 (v)各部詳細図 (vi)構造計算書 (vii)仕様書 (viii)工事費概算書 (ix)確認申請書	①応力解析 (i)各部材の適合 性の検討 (ii)各部材の選定 (iii)構造計算 (iv)各部の設計 (v)接合部の設 計 (vi)工事費概算 と の調整 (vii)他部門との取 合及び調整

ア 情報収集		イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
<p>①依頼主により て設定された条件の詳細なは り</p> <p>②現地詳細調査 及び確認</p> <p>③使用機器及び 材料についての 調査</p> <p>④各種法令手続 の打合せ</p> <p>⑤スケジュール の調整</p> <p>⑥各担当打合せ 及び調整</p>	<p>①基本設計に基づ く設備設計条件の詳細確 定</p> <p>(i)各設備の要 定性能の確 定</p> <p>(ii)法令その他の の制約条件ご との各設備ご とのは提 出する</p> <p>②工事費のは確 定</p> <p>③基本設計に基 づく設計方針 の展開</p> <p>④機器類の配置 及び使用方式 の設定</p> <p>⑤管配線等の 系統及び経路 の設定</p>	<p>①設備方式の詳 細な検討</p> <p>(i)受電方式 の検討(*)</p> <p>(ii)幹線方式の 検討(*)</p> <p>(iii)非常電源方 式の検討</p> <p>(iv)動力設備方 式の検討</p> <p>(v)弱電設備方 式の検討</p> <p>(vi)弱電設備方 式の検討</p> <p>(vii)火報等設備 方式の検討</p> <p>(viii)火報等設備 方式の検討</p> <p>(ix)エレベータ ー等の設置</p>	<p>①各種設備設計</p> <p>(i)受電設備 設計(*)</p> <p>(ii)非常電源設 備設計(*)</p> <p>(iii)幹線設備計 算(*)</p> <p>(iv)電灯及びコ ンセント設 備設計</p> <p>(v)動力設備計 算</p> <p>(vi)弱電設備計 算</p> <p>(vii)火報等設備 設計(*)</p> <p>(viii)弱電設備計 算</p> <p>(ix)エレベータ ー等の設置</p>	<p>①仕様書</p> <p>②敷地案内図</p> <p>③配電図</p> <p>④受電設備図</p> <p>⑤非常電源設備 図</p> <p>⑥幹線系統図</p> <p>⑦動力設備平面 図</p> <p>⑧動力設備(各階) 図</p> <p>⑨弱電設備系統 図</p> <p>⑩弱電設備平面 図</p> <p>⑪火報等設備系 統図(*)</p> <p>⑫火報等設備平 面図(各階)</p> <p>⑬エレベータ ー、エスカレ ーター等設備 図(*)</p> <p>⑭屋外設備図</p> <p>⑮工事費概算書</p> <p>⑯構造申請図書</p> <p>⑰各種計算書</p>	

(9) 空調換氣設備・基本設計

ア 情報収集 ・準備	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 始 化	オ 成果図書
①依頼主により 設定された条件 の把握	①設計条件の設 定 (i)要性能の 確定	①設備方式の検 討 (i)使用機器及び 材料の検討	①内外環境計画 の策定 (i)空調設備計画 の策定 (ii)換気設備計画 の策定 (iii)特殊設備計画 の策定 (iv)工事費の 概算 (v)工事実現のた めの施工性の 検討 (vi)維持管理上 の問題点の検討	①空調換気設備 計画概要書 ②仕様概要書 ③工事費概算書 ④各種技術資料
②現地調査等	(ii)現地状況調 査 (iii)給水、排水、 ガス等の関 連施設調査	②(iv)工事予算の はつきり ③類似事例調査 ④関係法令調査 ⑤関係官庁との 打合せ	②設計方針の設 定 (i)設備理念の 確立 (ii)必要設備の 設定 (iii)仕様程度の 設定 (iv)使用機器の 設置場所の 設定	(注)上記の成果 図書は、建 築(総合) ・基本設計 の成果図書 の中にある場合が ある。
③	⑥スタッフの選 任 ⑦スケジュール の調整 ⑧各種打合せ			

計設施実施衛生設備排水給

情報収集 ア・準備		イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
①依頼主により条件が定されたる条件の詳細な把握	①基本設計に基づく設備設計方針の群細確定	①設備方式の詳細な検討 (i) 排水、ガス等の配管方法の検討 (ii) 配管経路の検討	①給排水衛生設備設計 (i) 各種給排水衛生設備設計 (ii) 配管設計 (iii) 消火設備設計 (iv) 汚水処理設備設計 (v) 特殊設備設計 (vi) 工事費概算との調整	①敷地内図 ②配管図 ③給排水衛生設備配管系統図 ④給排水衛生設備平面図 ⑤消防設備系統図 ⑥消防設備平面図 ⑦汚水処理設備設計図 ⑧特殊設備設計図 ⑨部品詳細図 ⑩屋外設備図 ⑪工事費概算書 ⑫確認申請図書 ⑬各種計算書	①敷地内図 ②配管図 ③給排水衛生設備配管系統図 ④給排水衛生設備平面図 ⑤消防設備系統図 ⑥消防設備平面図 ⑦汚水処理設備設計図 ⑧特殊設備設計図 ⑨部品詳細図 ⑩屋外設備図 ⑪工事費概算書 ⑫確認申請図書 ⑬各種計算書
②現地踏査及び確認	②各種機能の要求性能の確定	④法律その他の制約条件の調査	④法律その他の制約条件の調査	④法律その他の制約条件の調査	④法律その他の制約条件の調査
③使用機器及び材料についての調査	③各種法令手続の打合せ	⑤スケジュールの調整	②工事費のはつきの確認	②工事費のはつきの確認	②工事費のはつきの確認
④各種法令手続の打合せ	③基本設計に基づく設計方針の展開	⑥各担当打合せ及び調整	①機器類の配置及び使用方法の設定	③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討	③工事費の検討 ④施工技術の検討 ⑤維持管理についての検討
⑤スケジュールの調整	⑥各担当打合せ及び調整	⑦配管類の系統及び経路の配定	⑧配管類の系統及び経路の配定	⑨配管類の系統及び経路の配定	⑩配管類の系統及び経路の配定

2 工事監理等
(1) 工事監理

(10) 空調換気設備・実施設計

①設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
(i) 施工者との打合せ
(ii) 図面等の作成
(iii) 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾する業務
(iv) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
(v) 建築設備の機械器具の検討及び承諾
(vi) 工事の確認及び報告
(vii) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
(viii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認
(ix) 工事監理業務完了手続
(x) 契約の目的物の引渡しの立会い
(xi) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出

(注) (1) ⑩に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。

(2) 工事の契約及び指導監督

① 工事請負契約への協力
(i) 施工者の選定についての助言
(ii) 請負契約条件についての助言
(iii) 工事費見積りのための説明
(iv) 見積書の調査
(v) 請負契約案の作成
(vi) 工事監理者としての調印
② 工事費支払審査及び承諾を行う業務
(i) 中間支払手続（施工者から提出される工事費支払の請求書の審査及び承諾）
(ii) 最終支払手続（工事完了検査による確認に基づく施工者からの最終支払の請求の承諾）
(iii) 施工計画書を検討し、助言する業務

(10) 空調換気設備・実施設計

ア 情報収集	イ 条件設定	ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
<p>①依頼主により 設定された条件 の詳細なは り</p> <p>②現地詳細調査 及び確認</p> <p>③使用機器及 び 材料について の調査</p> <p>④各種法令手続 の打合せ</p> <p>⑤スケジュール の調整</p> <p>⑥各担当打合せ 及び調整</p>	<p>①基本設計に基 づく設備設計 方針の詳細確 定</p> <p>②各設備の要 求性能の確 定</p> <p>③法令その他の 制約条件ご とのは提 出</p> <p>④各機器の制 約条件ご とのは提 出</p> <p>⑤工事費のは提 出</p> <p>⑥各担当打合せ 及び調整</p>	<p>①空調方式等の 検討</p> <p>②空調方式の 検討</p> <p>③空調系統の 設計</p> <p>④空調設備平面 図</p> <p>⑤換気設備系統 図</p> <p>⑥冷熱源方式 の検討</p> <p>⑦特殊設備設計 (*)</p> <p>⑧換気設備平面 図</p> <p>⑨屋外設備図</p> <p>⑩工事費概算 ⑪確認申請図書</p> <p>⑫各種計算書</p>	<p>①空調設備設計 ②配管設計 ③空調系統の 設計</p> <p>④空調設備設計 ⑤換気設備設計 ⑥特殊設備設計 (*)</p> <p>⑦特殊設備設計 (*)</p> <p>⑧部分詳細図</p> <p>⑨屋外設備図</p> <p>⑩工事費概算 ⑪確認申請図書</p> <p>⑫各種計算書</p>	<p>①空調地盤内図 ②配管図 ③空調設備系統 図</p> <p>④空調設備平面 図</p> <p>⑤換気設備系統 図</p> <p>⑥換氣設備平面 図</p> <p>⑦特殊設備設計 (*)</p> <p>⑧換気設備平面 図</p> <p>⑨屋外設備図</p> <p>⑩工事費概算 ⑪確認申請図書</p> <p>⑫各種計算書</p>

(1) 基本設計

ア 情報収集		イ 条件設定		ウ 比較検討		エ 総合化		オ 成果図書	
<p>①依頼主により 設定された条件 の把握</p> <p>②現地調査</p> <p>③類似事例調査</p> <p>④関係法令調査</p> <p>⑤関係官庁との 打合せ</p> <p>⑥スッタフの選 任</p> <p>⑦ケージュール の調整</p> <p>⑧各種打合せ</p>	<p>①設計条件の設 定</p> <p>(i)要求性能の 確定</p> <p>(ii)法令その他の 制約条件の整 理</p> <p>(iii)工事予算の 設定</p> <p>②仕様程度等の 設計方法の設 定</p>	<p>①性能面からの 検討</p> <p>②意匠上の検討</p> <p>③計画実現のた めの工事費の 検討</p> <p>④計画実現のた めの施工性の 検討</p> <p>⑤仕様、使用材 料、構造方式 等の検討</p>	<p>①燃費配置計画 の策定</p> <p>②空間構成計画 の策定</p> <p>③動線計画の策 定</p> <p>④平面計画(各階) の策定</p> <p>⑤立面図(各面) の策定</p> <p>⑥立面図(各面) の設置位置図 (電気、給排水 衛生及び空調 換気)</p> <p>⑦断面計画の策 定</p>	<p>①燃費配置計画 の策定</p> <p>②空間構成計画 の策定</p> <p>③動線計画の策 定</p> <p>④防災計画の策 定</p> <p>⑤施設配置計画 の策定</p> <p>⑥平面計画の策 定</p> <p>⑦断面計画の策 定</p> <p>⑧立面計画の策 定</p> <p>⑨各種計画の総 合調整</p>	<p>①燃費配置計画 の策定</p> <p>②空間構成計画 の策定</p> <p>③動線計画の策 定</p> <p>④平面計画(各階) の策定</p> <p>⑤立面図(各面) の策定</p> <p>⑥立面図(各面) の設置位置図 (電気、給排水 衛生及び空調 換気)</p> <p>⑦断面計画の策 定</p> <p>⑧立面計画の策 定</p> <p>⑨各種計画の総 合調整</p>				

寒方施設考

ア 情報収集 イ 条件設定		ウ 比較検討	エ 総合化	オ 成果図書
<p>①依頼主により 設定された条件の詳細なは き</p> <p>②現地詳細調査 及び確認</p> <p>③使用材料等に ついての文 献、カタログ 等の収集</p> <p>④各種法令手続 きの打合せ ⑤スケジュール の調整</p>	<p>①基本設計に基づく設計条件 の設定</p> <p>(i)各部分の要 求性能の確 定</p> <p>(ii)他の 約束条件 とのはつき</p> <p>②工事費のはつき の打合せ</p> <p>③基本設計に基 づく設計方針 の展開</p>	<p>①各部分の機能 の検討</p> <p>②空間表現の検 討</p> <p>(i)形態の検討</p> <p>(ii)使用材料の 検討</p> <p>(iii)工事費の検討</p> <p>(iv)施工技術の検 討</p>	<p>①外部空間設計 ②内部空間設計</p> <p>③平面設計</p> <p>④断面設計</p> <p>⑤立面設計</p> <p>⑥各部分の使 用 材 料 及 び 仕 様</p> <p>⑦防火設 計</p> <p>⑧色彩計画の策 定</p> <p>⑨工事費の概算 との調整</p> <p>⑩各種設計等の 調整</p>	<p>①仕様要表</p> <p>②仕様概要表</p> <p>③仕上表</p> <p>④面積表</p> <p>⑤敷地案内図</p> <p>⑥配置図</p> <p>⑦平面図(各階)</p> <p>⑧断面図</p> <p>⑨立面図(各面)</p> <p>⑩組合図</p> <p>⑪基礎伏図</p> <p>⑫床伏図</p> <p>⑬はり伏図</p> <p>⑭小屋伏図</p> <p>⑮軸組図</p> <p>⑯屋根図</p> <p>⑰天井伏図</p> <p>⑲建具表</p> <p>⑳設備位置図 (電気、給排水 衛生及び空調 換気)</p> <p>㉑工事費概算書</p> <p>㉒確認申請図書</p>

2 工事監理等
 (1) 工事監理

工事費 万円		5,000 万円	6,000 万円	8,000 万円	1億円 万円	2億円 万円	3億円 万円	4億円 万円	5億円 万円	6億円 万円	8億円 万円	10億円 万円
第1類	般 工 事 監 理 等 合 計	85	95	120	140	240	325	410	485	555	695	825
第2類	設 工 事 監 理 等 合 計	40	45	55	65	110	150	180	210	240	295	345
第3類	設 工 事 監 理 等 合 計	125	140	175	205	350	475	590	695	795	990	1,170
		95	110	130	155	265	360	455	535	620	770	915
		45	50	65	75	125	165	200	235	265	330	385
		140	160	195	230	390	525	655	770	885	1,100	1,300
		100	120	145	175	290	400	500	590	680	850	1,005
		50	55	70	80	135	180	220	260	295	360	425
		150	175	215	255	425	580	720	850	975	1,210	1,430

工事費 万円		1,000 万円	1,500 万円	2,000 万円
1	設 工 事 監 理 等 合 計	33	45	57
2	設 工 事 監 理 等 合 計	17	23	30
		50	68	87
第4類		18	24	29
		(10)		
		8	11	15
		(5)		
		26	35	44
		(15)		

- (注) 1 この表に規定する第1類、第2類、第3類及び第4類は、それぞれ別添一の別表第1に掲げる第1類、第2類、第3類及び第4類である。
- 2 この表は、一級建築士の免許取得後2年相当又は二級建築士の免許取得後7年相当の建築に関する業務経験を有する者が設計又は工事監理等を行うために必要な業務人・日数の標準を示したものである。
- 3 工事監理等の業務人・日数は、非常駐監理の場合である。
- 4 ()は、基本設計と実施設計を区別せず、詳細な設計を行わない場合の業務に対するものである。
- 5 工事費は、消費税に相当する額を控除したものとする。

別添二

標準業務人・日数は、次の表に掲げるものとする。

① 設計意図を施工者に正確に伝えるための業務
(i) 施工者との打合せ
(ii) 図面等の作成
② 施工図等を設計図書に照らして検討及び承諾
(i) 施工図の検討及び承諾
(ii) 模型、材料及び仕上見本の検討及び承諾
③ 建築設備の機械器具の検討及び承諾
(i) 工事が設計図書及び請負契約に合致するかどうかの確認及び建築主への報告
(ii) 工事完了検査及び契約条件が遂行されたことの確認
④ 工事監理業務完了手続
(i) 契約の目的物の引渡しの立会い
(ii) 業務完了通知書及び関係図書の建築主への提出
(注) ①(i)に規定する図面等は、設計意図を正確に伝えるためのスケッチ等であり、工事期間中に行われる実施設計の延長と考えられる図書は含まない。
② 工事の契約及び指導監督
① 工事請負契約への協力
(i) 施工者の選定についての助言
(ii) 請負契約条件についての助言
② 工事費見積りのための説明
(i) 見積書の調査
(ii) 請負契約案の作成
(iii) 工事監理者としての調印
③ 施工計画を検討し、助言する業務